

八戸市監査委員 大坪 秀一 様
八戸市監査委員 倉成 美納里 様
八戸市監査委員 五戸 定博 様

八戸市長 熊谷 雄一

監査指摘事項に対する措置について（通知）

令和 3 年度財政援助団体等監査結果報告（令和 4 年 5 月 23 日付け八監第 9 号）で指摘のありました事項について、次のとおり措置を講じましたので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定に基づき通知します。

1 指摘を受けた事項に係る担当課
農林水産部農林畜産課

2 指摘を受けた財政援助団体
八戸市森林組合

3 指摘を受けた事項
補助対象の事業箇所は市内に限られるものだが、令和 2 年度の八戸市除間伐等実施事業補助金の一部が市外の事業箇所に充当されており、市外の事業箇所に充てられていた分については、補助金交付要領に反した不適切な処理といえる。

市外充当額： 506,166 円 【内訳】五戸町（6 件）、南部町（3 件）、階上町（2 件）

4 措置内容

(1) 不適切な処理に係る分の補助金返還について

① 市外事業箇所への充当が行われていたのは八戸市森林組合に対する令和 2 年度交付分の補助金のみであったことを確認の上、当該充充分については、補助金交付条件に違反したものとして交付決定の一部取り消しを行い、組合に対して取消し分の返還を求めた。

- ・ 交付決定一部取り消し及び返還請求日 令和 4 年 6 月 10 日
- ・ 返還請求額 506,166 円
- ・ 返還金納付日 令和 4 年 6 月 20 日

② 八戸市補助金等の交付に関する規則の規定に基づき、補助金交付の日から返還日までの期間に応じた加算金の負担を組合に対して求めた。

- ・加算金請求日 令和4年6月22日
- ・加算金額 65,750円
- ・加算金納付日 令和4年6月30日

(2) 再発防止に向けての取組みについて

① 令和4年度補助金交付要領について次のとおり内容の見直しを行った。なお、八戸市森林組合からは令和3年度分の補助申請は行われなかったものである。

(i) 補助対象地は市内の事業箇所に限られることを明確にするため、その旨の規定を加える。

(ii) 補助金交付申請書の添付書類として「事業内訳書」を明記する。

② 補助金が市内の事業箇所に充てられたことの確認をするため、毎年度、補助金交付後に行われる補助金の充当手続の完了後に、事業内訳書（市内の事業箇所ごとに充当される補助金額が記載された書類）と補助金の充当に関する書類（森林所有者が発行する補助金領収書又は組合が作成する森林事業精算書）の突合を行うよう審査体制の見直しを行った。

③ 補助金交付要領に基づく運用が適正に行われるよう、組合に対して改めて補助金事務の適正な執行を指導するため、組合へ再発防止策を講じるよう依頼し、組合より担当職員2名による事業遂行と書類の相互確認、稟議による組織内での承認、不明点は市担当者への随時確認を行うよう体制改善を図る旨、回答を受けた。